

2024年度会計監査業務委嘱

募 集 仕 様 書

電力広域的運営推進機関

2023年11月

## 募集仕様書

電力広域的運営推進機関

### 1. 監査の目的

2020年11月の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループの取りまとめにおいて、今後、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）に業務が追加されることに伴い、事業費等も大幅に拡大することになり、監査機能の強化を図る必要があると整理された。これを受け、会計監査については、これまで、監事による監査と監査室による内部監査を実施してきたが、兆単位の会計処理を行うことになることを踏まえ、更なるガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていくため、本機関における外部監査人による会計監査の導入を目的とする。

### 2. 監査業務委嘱内容

本業務における会計監査の対象は、以下のとおり行うこととする。

(1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記に対する会計監査

① 上記書類の作成と表示において適用される枠組み

「電気事業法」、「広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令」、「会計規程」及び「会計・調達業務の細則に関する規程」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準

② 上記書類に係る監査報告書については、監査の目的を踏まえ、公表することを前提としている。

(2) 決算報告書に対する会計監査

上記書類の作成と表示において適用される枠組み

「電気事業法」、「広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令」、「会計規程」及び「会計・調達業務の細則に関する規程」

### 3. 監査業務の対象期間（案）

・対象期間

2024年4月1日～2025年3月31日

（詳細は契約締結時に決定することとする。）

### 4. 監査業務の実施者及び監査の体制

(1) 監査業務の実施者

- ・当該監査業務に係る監査責任者については、公認会計士の資格を有している者であること。
- ・主たる監査従事者については、公認会計士の資格を有している者であること。
- ・監査業務の実施者は、公的法人及び企業会計基準に関する十分な知見を有し、監査業務に係る情勢・情報を適時提供可能な者であること。

#### (2) 監査業務の体制

監査業務の実施にあたっては、適格な人員による十分な体制を構築すること。

#### (3) 品質管理

- ・監査業務の実施にあたっては、業務管理、品質管理、教育・訓練について、以下の基準に基づいた体制を整備すること。

「監査業務における品質管理（日本公認会計士協会2023年1月12日）」

「監査事務所における品質管理（日本公認会計士協会2023年1月12日）」

- ・過去3年以内における、公認会計士法の規定に基づく報告の徴求や検査・指示がある場合には適切に対応していること。
- ・過去3年以内における、日本公認会計士協会による品質管理レビューや公認会計士・監査審査会によるモニタリングにおいて指摘された事項や改善を求められた事項があれば、改善策や再発防止策を具体的に講じていること。

### 5. 監査の実施場所（往査場所）

- ・本機関事務所

### 6. 資格要件

- ・公認会計士又は監査法人であること。
- ・公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者ではないこと。
- ・本機関の役員職員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者ではないこと。

### 7. 監査報告書の提出期限及び提出場所

#### (1) 監査報告書の提出期限

2025年5月中旬に提出すること（提出期限については調整中）。

#### (2) 監査報告書の提出先

〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関 事務所

### 8. 監査報酬の額及び支払時期

#### (1) 監査報酬の額

本仕様書で定める期中及び期末（決算）監査に係る報酬のほか、当該実施に係る交通費及び旅費等を含む一切の経費とする。

但し、残高確認証の発送費用（切手代、金融機関手数料）は含まない。

#### (2) 支払時期

監査報酬の支払は、監査対象事業年度の翌事業年度7月に支払うものとする。

### 9. その他

#### (1) 情報管理の取り扱い

イ. 受嘱候補者は、予め以下に定める事項を記載した文書を本機関に提出し、契約書の内容に含めることとする。

- ①本機関から委嘱先に提供する情報の、委嘱先における目的外利用の禁止
  - ②委嘱先が、会計監査業務を実施するにあたって実施する情報セキュリティ対策の内容並びに委嘱業務及びその従事者の管理体制
  - ③会計監査業務の実施に当たり、本機関の意図しない変更が、委嘱先又は他の者によって加えられないための管理体制
  - ④委嘱先の資本関係・役員の他社の役職との兼任に関する情報、会計監査業務の実施場所、会計監査業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報
  - ⑤会計監査業務の遂行時に情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処方法（連絡方法、連絡手段、対処手順、対処体制、責任分界等）
  - ⑥情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
  - ⑦本機関に対して予め約した情報セキュリティ対策を十分に実施しなかった場合の措置
  - ⑧その他、委嘱業務の性質に基づき、委嘱先選定の条件として必要な情報
- ロ. 本機関は、外部委嘱に関する契約に基づき、委嘱先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する。
- ハ. 本機関は、会計監査業務において、情報セキュリティインシデントの発生若しくは情報の目的外利用等を発見した場合又はその旨の報告を役職員等から受けた場合には、当該業務を中止若しくは必要な措置を講じるとともに、委嘱先に対し、外部委嘱に関する契約に基づく措置を求める。

#### (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義については双方の協議により決定する。

以上